

# 一般社団法人 佐野工業団地総合管理協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人佐野工業団地総合管理協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、事務所を佐野市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、栃木県及び佐野市の行う工業開発に関する施策に協力し、佐野工業団地の自主的な管理運営を図るとともに、団地内の工場に働く従業員の福利厚生の実と、公益目的事業の推進により市民の健全な育成を図り、地域社会の安全安心な生活と地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 佐野工業団地の自主的な管理運営を図ること。
- (2) 工業に関する情報又は資料を収集し及び提供すること。
- (3) 佐野工業団地に係る公害防止の調査・研究及び防止策を行うこと。
- (4) 地域住民の福祉増進のため、イベント、セミナー、講演会、講習会、研修会の企画運営又は開催、及び、各種地域の祭り等への後援
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業。

2 前項の事業については、佐野市内において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、栃木県内において発行する下野新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、佐野工業団地を構成する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、理事会の承認を得るものとする。なお、理事会においてその可否を決定したときは、これを本人に通知するものとする。

(経費等の負担)

第8条 正会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費等を滞納したとき。

- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、理事会の承認を得るものとする。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名する事ができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項より除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員名簿)

第12条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 第10条の規定によりその資格を喪失したときはこの法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れる事ができない。

(2) この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(種類)

第14条 この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2 定期総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

3 第1項の総会をもって一般法人法上の社員総会とし、前項の定期総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(開催地)

第15条 総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬の額又はその規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告の承認
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項

(開催)

第19条 定期総会は、毎年1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
  - 一 請求後届期なく招集の手続きが行われない場合。
  - 二 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知発せられない場合。

#### (招集)

第20条 総会の招集は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各会員に対して通知しなければならない。  
ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使する事ができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第21条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

#### (定定数)

第22条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (議決)

第23条 総会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

#### (書面表決等)

第24条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 出席した理事長及び副理事長並びに 監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員等

#### (種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

理事 4以上11名以内。

監事 2名以内

2 理事のうち2名以上3名以内を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

#### (選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の議決によって会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事会は、その決議によって、前項で選任された理事より、一般去人法上の代表理事として、理事長1名、副理事長2名以内、業務執行理事として専務理事1名を選任する。

3 監事は、この法人又はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 代表理事に移動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定める順位に従い、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告する。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集の届出がなされない場合は、直接理事を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第31条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、理事会が別に定める役員の報酬規定による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部限に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事と

の利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を届帯なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第42条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定。
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項。
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定。
- (4) 理事の職務の執行の監督。
- (5) 理事長、副理事長、及び専務理事の選任及び解職。

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
- (2) 多額の借財。
- (3) 重要な使用人の選任及び解任。
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
- (5) 内部管理体制の整備。
- (6) 第34条の責任の免除。

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定期理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定期理事会は、毎事業年度4月と10月の2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合、その請求をした理事が招集をしたとき。
- (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。なお、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号の前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事にたいして通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催できる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。なお、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び副理事長並びに 監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、かつ、第3号及び第4号の書類については、定期総会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、本条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 事務局

(設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要に応じて事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付帳簿等及び書類)

第55条 事務局には、常に欠け得ざる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員等の報酬規定

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第56条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第10章 補則

(委田)

第58条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他に従う。なお、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### 附則

1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は水戸啓基、最初の副理事長を小寺賢志、望月正夫とする。

3 一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特別民法法人の解籍の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解籍の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。